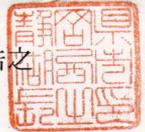


湖西市告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、湖西市会計規則（昭和53年3月28日規則第8号）第22条の2第2項の規定により告示する。

令和8年2月9日

湖西市長 田内 浩之



- 1 指定納付受託者の名称及び住所
株式会社トラストバンク 東京都品川区大崎三丁目1番1号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類
企画政策課でオンライン決済を利用して納付する代金および送料等
- 3 指定納付受託者に指定する日
令和8年4月1日
- 4 指定納付受託者として委託する日
令和8年4月1日
- 5 指定納付受託者による歳入納付開始時期
令和8年4月1日より

湖西市告示第 18 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の規定により、企画政策課でオンライン決済を利用して納付する代金および送料等の収納事務を次のとおり委託する。

令和 8 年 2 月 9 日

湖西市長 田内 浩之



1 委託の相手方

東京都品川区大崎三丁目 1 番 1 号
株式会社トラストバンク 代表取締役 大井潤

2 委託内容

オンライン決済を利用して納付する代金および送料の収納事務委託

3 委託の期間

令和 8 年 4 月 1 日より